

第1回食品安全審議会における主な意見

	意見内容	対応
1	P7「物品販売」の「物品」の範囲が明確でない。衛生の担保を考えると食品を扱う施設であるべきなのは。例えばガソリンスタンドで簡易な調理行為を行う場合、ガソリンを「物品販売」の「物品」に含めるのか。	P7、P10 施設全体での食品衛生の管理が求められるため、「物品販売」について食品を販売する施設であることを明確にする表現に修正
2	「物品販売に付随して」とした場合、販売場と調理場の営業者が同一であることの表現を追加したほうが良い	P7 施設全体の衛生管理を統一的に行うことが求められるため、同一の営業者であることを追加
3	P7の簡易な調理行為の条件として「汚染度の高いものを取扱わないこと」の例として、そのまま食べられる青果物が生肉類と同列に扱われている表現が適切でない。	P7 「二次汚染の原因となるような生の食肉類、魚介類、青果物」とし、そのまま食べても衛生上支障のない青果物は除く表現に修正
4	その場で洗浄しなくてもそのまま食べられる野菜は、一般的に完成品といわれる食品であるが対象にならないのか？	P5、P8 そのまま摂食できる食品について、野菜も含め、そのように読み取れるよう表現を修正
5	調理行為の範囲の例示では、加熱調理しかないが、ソフトクリームを作る行為やかき氷の提供はどのように考えるのか？	ソフトクリームの製造はアイスクリーム類製造業、かき氷は喫茶店営業に分類される。これらの業種の現行の施設基準において、洗浄槽は一槽以上となっている。